

昭和56年度 司法試験第二次試験（短答式）受験票

受験地	東京都	受験番号	第 2777 号	氏名	久保田英文						
(1) 試験の期日	5月10日（日）			(4) 携 帯 品(答案作成用)	鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消ゴム						
(2) 試験の場所	<p style="text-align: center;">中央大学印工学部校舎 東京都文京区春日1の13の27</p>			【注意事項】	(1) 本票を携帯して出頭すること。 (2) 試験場に掲示された事項に注意すること。 (3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、理由のいかんを問わず受験できない。 (4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。						
(3) 時 間 割	<table border="0"> <tr><td>出頭</td><td>午後1時</td></tr> <tr><td>試験室入室</td><td>午後1時20分</td></tr> <tr><td>試験開始</td><td>午後2時</td></tr> <tr><td>試験終了</td><td>午後5時</td></tr> </table>					出頭	午後1時	試験室入室	午後1時20分	試験開始	午後2時
出頭	午後1時										
試験室入室	午後1時20分										
試験開始	午後2時										
試験終了	午後5時										
(注) 試験場には、駐車できません。											

昭和57年度 司法試験第二次試験（短答式）受験票

受験地	東京	受験番号	第 3498 号	氏名	久保田英文						
(1) 試験の期日	5月9日（日）			(4) 携 帯 品(答案作成用)	鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消ゴム						
(2) 試験の場所	<p style="text-align: center;">学 習 院 大 学 東京都豊島区目白1丁目5番1号 国電目白駅下車徒歩3分</p>			【注意事項】	(1) 本票を携帯して出頭すること。 (2) 試験場に掲示された事項に注意すること。 (3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、理由のいかんを問わず受験できない。 (4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。						
(3) 時 間 割	<table border="0"> <tr><td>出頭</td><td>午後1時</td></tr> <tr><td>試験室入室</td><td>午後1時20分</td></tr> <tr><td>試験開始</td><td>午後2時</td></tr> <tr><td>試験終了</td><td>午後5時</td></tr> </table>					出頭	午後1時	試験室入室	午後1時20分	試験開始	午後2時
出頭	午後1時										
試験室入室	午後1時20分										
試験開始	午後2時										
試験終了	午後5時										
(注) 試験場には、駐車できません。											

昭和58年度 司法試験第二次試験（短答式）受験票

受験地	東京	受験番号	第 942 号	氏名	久保田英文						
(1) 試験の期日	5月8日（日）			(4) 携 帯 品(答案作成用)	鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消ゴム						
(2) 試験の場所	<p style="text-align: center;">東 京 大 学 法 文 1 ・ 2 号 館 文 京 区 本 郷 7 - 3 池下鉄丸の内線本郷3丁目下車徒歩7分 国電お茶の水駅下車 聖橋から都バス 東大校内行乗車 終点下車 池袋駅口行乗車 東大正門前下車</p>			【注意事項】	(1) 本票を携帯して出頭すること。 (2) 試験場に掲示された事項に注意すること。 (3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、理由のいかんを問わず受験できない。 (4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。						
(3) 時 間 割	<table border="0"> <tr><td>出頭</td><td>午後1時</td></tr> <tr><td>試験室入室</td><td>午後1時20分</td></tr> <tr><td>試験開始</td><td>午後2時</td></tr> <tr><td>試験終了</td><td>午後5時</td></tr> </table>					出頭	午後1時	試験室入室	午後1時20分	試験開始	午後2時
出頭	午後1時										
試験室入室	午後1時20分										
試験開始	午後2時										
試験終了	午後5時										
(注) 試験場には、駐車できません。											

昭和60年度 司法試験第二次試験 (短答式) 受験票

受験地	東京都	受験番号	※第 3401号	氏名	久保田英文
(1) 試験の期日: 5月12日 (日)			(4) 携 帯 品 (答案作成用)		
(2) 試験の場所			鉛筆 (B又はHB) 及びプラスチック製消ゴム		
中央大学理工学部校舎 東京都文京区春日1の13の27			【注意事項】		
			(1) 本票を携帯して出頭すること。 (2) 試験場に掲示された事項に注意すること。 (3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、理由のいかんを問わず受験できない。 (4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。		
(3) 時 間 割					
出頭	午後1時				
試験室入室	午後1時20分				
試験開始	午後2時				
試験終了	午後5時				

(注) 試験場には、駐車できません。

昭和60年度司法試験第二次試験 (論文式) 受験票

受験地	東京	受験番号	第 3401号	氏名	クホタヒデヲミ	
着席番号	必須科目	(1) 試験の期日			(3) 出頭時刻	
	第 832号	月 日	午前 9時30分 ~同11時30分	午後 0時45分 ~同 2時45分		午後 3時30分 ~同 5時30分
	刑事訴訟法	7月17日	憲 法	民 法		商 法
	第 448号	7月18日	刑 法	民事訴訟法		刑事訴訟法
	行政法	7月19日	行政法	政治学		/
	第 125号		破産法	経済原論		
政治学	労働法		財政学			
第 241号	国際公法	会计学	心理学			
		国際私法	経済政策	社会政策		
		刑事政策				
(2) 試験の場所		早稲田大学本部校舎 新宿区西早稲田1-6-1 国電高田馬場駅下車 徒歩20分 地下鉄東西線早稲田駅下車徒歩5分			(4) 携帯品 ペン (ボールペン及びサインペンを含む。) 又は万年筆。インキは青色又は黒色。 【注意事項】 1. 本票を携帯して出頭すること。 2. 試験場に掲示された事項に注意すること。 3. 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、理由のいかんを問わず受験できない。	

(注) 試験場には、駐車できません。

昭和61年度 司法試験第二次試験 (短答式) 受験票

受験地	東京	受験番号	※ 第 7973 号	氏名	久保田 英文
(1) 試験の期日: 5月11日 (日)			(4) 携 帯 品 (答案作成用)		
(2) 試験の場所			鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム		
<p>早稲田大学理工学部校舎</p> <p>新宿区大久保 3-4-1 国電高田馬場駅下車徒歩20分 都バス・新宿駅西口～早稲田 (都立障害者センター前下車徒歩3分) (注) あなたの試験の場所は、理工学部校舎 (新宿区大久保)である。</p>					
(3) 時 間 割			【注意事項】		
出頭	午後1時	(1) 本票を携帯して出頭すること。			
試験室入室	午後1時20分	(2) 試験場に掲示された事項に注意すること。			
試験開始	午後2時	(3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、理由のいかんを問わず受験できない。			
試験終了	午後5時	(4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。			

(注) 試験場には、駐車できません。

3-4-8 昭和 61 年度司法試験第二次試験 (論文式) 受験票

受験地	東京	受験番号	第 7973 号	氏名	久保田 英文	
着席番号	必須科目	(1) 試験の期日			(3) 出頭時刻	
	第 1908 号	月 日	午前 9時30分 ～同11時30分	午後 0時45分 ～同 2時45分		午後 3時30分 ～同 5時30分
	刑事訴訟法	7月16日	憲 法	民 法		商 法
	第 1030 号	7月17日	刑 法	民事訴訟法		刑事訴訟法
	行政法	7月18日 15.56	行政法	政治学		(4) 携帯品 ペン (ボールペン及びサインペンを含む。) 又は万年筆。インキは青色又は黒色。 【注意事項】 1. 本票を携帯して出頭すること。 2. 試験場に掲示された事項に注意すること。 3. 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、理由のいかんを問わず受験できない。
	第 298 号		破産法	経済原論		
政治学	労働法		財政学			
第 621 号	国際公法	会计学				
	国際私法	心理学				
	刑事政策	経済政策				
		社会政策				
(2) 試験の場所		(注) 試験場には、駐車できません。				
<p>早稲田大学本部校舎 新宿区西早稲田 1-6-1 国電高田馬場駅下車徒歩20分 地下鉄東西線早稲田駅下車徒歩5分</p>						

昭和62年度 司法試験第二次試験（短答式）受験票

受験地 東京都	受験番号 第 4795 号	氏名 久保田 英文
(1) 試験の期日：5月10日（日）		(4) 携 帯 品(答案作成用)
(2) 試験の場所		鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム
早稲田大学理工学部校舎		
新宿区大久保3-4-1 国電高田馬場駅下車徒歩20分 都バス・新宿駅西口～早稲田 (都立障害者センター前下車徒歩3分) (注) あなたの試験の場所は、理工学部校舎 (新宿区大久保)である。		
(3) 時 間 割		【注意事項】
出頭	午後1時	(1) 本票を携帯して出頭すること。
試験室入室	午後1時20分	(2) 試験場に掲示された事項に注意すること。
試験開始	午後2時	(3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、理由のいかんを問わず受験できない。
試験終了	午後5時	(4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。 このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。

昭和63年度 司法試験第二次試験（短答式）受験票

受験地 東京	受験番号 第 3126 号	氏名 久保田 英文
(1) 試験の期日：5月8日（日）		(4) 携 帯 品(答案作成用)
(2) 試験の場所		鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム
中央大学理工学部校舎		
東京都文京区春日1の13の27		
(3) 時 間 割		【注意事項】
出頭	午後1時	(1) 本票を携帯して出頭すること。
試験室入室	午後1時20分	(2) 試験場に掲示された事項に注意すること。
試験開始	午後2時	(3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、理由のいかんを問わず受験できない。
試験終了	午後5時	(4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。 このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。

(注) 試験場には、駐車できません。

郵便はがき

2 8 4

四街道市大日481-59

久保田 英文 殿

〒100
東京都千代田区霞が関
1-1-1 (法務省内)
司法試験管理委員会

通 知

- 昭和63年度司法試験第二次試験の短答式による筆記試験に合格しましたから、通知します。
- 本年度司法試験第二次試験(論文式)受験票を送付します。
司法試験管理委員会委員長

昭和63年度司法試験第二次試験(論文式)

受 験 票

(1) 受験地	東京	受験番号	第 3126 号
氏名	久保田 英文		
着席番号	必須科目	刑事訴訟法	行政法
第 860 号	第 470 号	第 148 号	第 274 号

(2) 試験の場所

早稲田大学本部校舎
新宿区西早稲田一丁目6-1
JR線高田馬場駅下車徒歩20分
地下鉄東西線早稲田駅下車徒歩5分



平成元年度 司法試験第二次試験（短答式）受験票

受験地	東京都	受験番号	※第 1763 号	氏名	久保田 英文
(1) 試験の期日：5月14日（日）			(4) 携 帯 品(答案作成用)		
(2) 試験の場所			鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム		
<p>東 京 大 学</p> <p>法 文 1 ・ 2 号 館</p> <p>文 京 区 本 郷 7 - 3</p> <p>地下鉄丸の内線本郷3丁目下車徒歩7分</p> <p>JRお茶の水駅下車 聖橋から都バス</p> <p>東大校内行乗車 終点下車</p> <p>池袋東口行乗車 東大正門前下車</p>			<p>【注意事項】</p> <p>(1) 本票を携帯して出頭すること。</p> <p>(2) 試験場に掲示された事項に注意すること。</p> <p>(3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、受験できない。</p> <p>(4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。</p>		
(3) 時 間 割					
出頭		午後1時			
試験室入室		午後1時20分			
試験開始		午後2時			
試験終了		午後5時			

(注) 試験場には、駐車できません。

郵便はがき

2 8 4

四街道市大日481-59

久保田 英文 殿

〒100
東京都千代田区霞が関
1-1-1 (法務省内)
司法試験管理委員会

通 知

- 平成元年度司法試験第二次試験の短答式による筆記試験に合格しましたから、通知します。
- 本年度司法試験第二次試験（論文式）受験票を送付します。

司法試験管理委員会委員長

平成元年度司法試験第二次試験（論文式）

受 験 票

(1) 受験地	東京	受験番号	第 1763 号
氏名	久保田 英文		
着席番号	必須科目	刑事訴訟法	行政法
第 505 号	第 271 号	第 80 号	第 159 号
			政治学

(2) 試験の場所

早稲田大学本部校舎

新宿区西早稲田一丁目6-1

JR有明線高田馬場駅下車徒歩20分

地下鉄東西線早稲田駅下車徒歩5分

平成 2 年度 司法試験第二次試験 (短答式) 受験票

受験地	東京都	受験番号	第 1409 号	氏名	久保田 英文
(1) 試験の期日: 5月13日 (日)				(4) 携 帯 品(答案作成用)	
(2) 試験の場所				鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム	
東 京 大 学 法 文 1 ・ 2 号 館 工 学 部 2 号 館 文 京 区 本 郷 7 - 3 地下鉄丸の内線茗荷谷3丁目下車徒歩7分 JR有楽町線茗荷谷駅下車徒歩2分 東大校内行乗車 終点下車 池袋東口行乗車 東大正門前下車				【注意事項】	
				(1) 本票を携帯して出頭すること。 (2) 試験場に掲示された事項に注意すること。 (3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、受験できない。 (4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。 このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。	
(3) 時 間 割					
出頭	午後 0 時 30 分				
試験室入室	午後 0 時 50 分				
試験開始	午後 1 時 30 分				
試験終了	午後 5 時				

(注) 試験場には、駐車できません。

郵便はがき

2 8 4

四街道市大日 4 8 1 - 5 9

久保田 英文 殿

〒1100
 東京都千代田区霞が関
 1-1-1 (法務省内)
 司法試験管理委員会

通 知

- 平成 2 年度司法試験第二次試験の短答式による筆記試験に合格しましたから、通知します。
- 本年度司法試験第二次試験 (論文式) 受験票を送付します。
平成 2 年 5 月 3 1 日 司法試験管理委員会委員長

平成 2 年度司法試験第二次試験 (論文式)

受 験 票

(1) 受験地	東京	受験番号	第 1409 号
氏名	久保田 英文		
着席番号	必須科目	刑事訴訟法	行政法
第 363 号	第 192 号	第 55 号	第 108 号
			政治学

- (2) 試験の場所
- 早稲田大学本部校舎
 新宿区西早稲田一丁目 6 - 1
 JR有楽町線早稲田駅下車徒歩 20 分
 地下鉄東西線早稲田駅下車徒歩 5 分

受験地	東京都	受験番号	第 3746 号	氏名	久保田 英文
(1) 試験の期日: 5月12日(日)			(4) 携 帯 品(答案作成用)		
(2) 試験の場所			鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム		
<p style="text-align: center;">中央大学理工学部校舎 東京都文京区春日1の13の27</p>			【注意事項】		
			(1) 本票を携帯して出頭すること。 (2) 試験場に掲示された事項に注意すること。 (3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、受験できない。 (4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。		
(3) 時 間 割					
出 頭	午後0時30分				
試験室入室	午後0時50分				
試験開始	午後1時30分				
試験終了	午後5時				

受験地	東京都	受験番号	第 1381 号	氏名	久保田 英文
(1) 試験の期日: 5月10日(日)			(4) 携 帯 品(答案作成用)		
(2) 試験の場所			鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム		
<p style="text-align: center;">東 京 大 学 法 文 1 ・ 2 号 館 文 京 区 本 郷 7 - 3 地下鉄丸の内線本郷3丁目下車徒歩7分 JRお茶の水駅下車 聖橋から都バス 東大校内行乗車 終点下車 池袋東口行乗車 東大正門前下車</p>			(成績通知用) ボールペン又は万年筆(インキは青色又は黒色)		
			【注意事項】		
(3) 時 間 割					
出 頭	午後0時30分				
試験室入室	午後0時50分				
試験開始	午後1時30分				
試験終了	午後5時				
			(4) 携 帯 品(答案作成用)		
			鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム		
			【注意事項】		
(4) 携 帯 品(答案作成用)					
鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム					
(1) 本票を携帯して出頭すること。					
(2) 試験場に掲示された事項に注意すること。					
(3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、受験できない。					
(4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されない。このようなことをした者は不利な取扱いを受ける。					

郵便はがき

2 8 4

四街道市大日481-59

久保田 英文 殿

〒100
東京都千代田区霞が関
1-1-1 (法務省内)
司法試験管理委員会

通 知

- 平成4年度司法試験第二次試験の短答式による筆記試験に合格しましたから、通知します。
- 本年度司法試験第二次試験(論文式)受験票を送付します。
平成4年5月27日 司法試験管理委員会委員長

平成4年度司法試験第二次試験(論文式)

受 験 票

(1) 受験地	東京	受験番号	第 1381 号
氏名	久保田 英文		
着席番号	452	必須科目	刑事訴訟法
号	230	号	56
行政法			

- (2) 試験の場所
- 早稲田大学本部校舎
新宿区西早稲田一丁目6-1
JR有楽町線早稲田駅下車徒歩20分
地下鉄東西線早稲田駅下車徒歩5分

平成5年度 司法試験第二次試験(短答式)受験票

受験地	東京都	受験番号	第 586 号	氏名	久保田 英文
(1) 試験の期日：5月9日(日)			(4) 携 帯 品		
(2) 試験の場所			答案作成用 鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム 成績通知用 ボールペン又は万年筆(インキは黒色又は青色)		
東 京 大 学 法 文 1 ・ 2 号 館 文 京 区 本 郷 7 - 3 地下鉄丸の内線本郷3丁目下車徒歩7分 JRお茶の水駅下車 聖橋から都バス 東大校内行乗車 終点下車 池袋東口行乗車 東大正門前下車			【注意事項】 (1) 本票を必ず持参してください。 (2) 試験場に掲示された事項に注意してください。 (3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、受験できません。 (4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されません。このようなことをした者は不利な取扱いを受けます。		
(3) 時 間 割					
試験場集合	午後0時30分	試験室入室	午後0時50分	試験開始	午後1時30分
試験終了	午後5時				

(注) 試験場には、駐車・駐輪できません。

郵便はがき

2 8 4

西街道市大日481-59

久保田 英文 殿

〒1100
東京都千代田区霞が関
1-1-1 (法務省内)
司法試験管理委員会

通 知

- 平成5年度司法試験第二次試験の短答式による筆記試験に合格しましたから、通知します。
- 本年度司法試験第二次試験(論文式)受験票を送付します。
平成5年5月26日 司法試験管理委員会委員長

平成5年度司法試験第二次試験(論文式)

受 験 票

(1)	受験地	東京	受験番号	第 586 号
	氏名	久保田 英文	刑事訴訟法	行政法
	着席番号	第 224 号	第 114 号	第 27 号
	必須科目	行政法		

(2) 試験の場所

早稲田大学本部校舎
新宿区西早稲田一丁目6-1
JR篠高田馬場駅下車徒歩20分
地下鉄東西線早稲田駅下車徒歩5分



平成6年度 司法試験第二次試験（短答式）受験票

受験地	東京都	受験番号	第 270 号	氏名	久保田英文
(1) 試験の期日：5月8日（日）			(4) 携 帯 品		
(2) 試験の場所			答案作成用 鉛筆（B又はHB）及びプラスチック製消しゴム 成績通知用 ボールペン又は万年筆（インキは黒色又は青色）		
東 京 大 学 法 文 1 ・ 2 号 館 工 学 部 2 号 館 文 京 区 本 郷 7 一 3 地下鉄丸の内線本郷3丁目下車徒歩7分 JRお茶の水駅下車 聖橋から都バス 東大校内行乗車 終点下車 池袋東口行乗車 東大正門前下車			【注意事項】 (1) 本票を必ず持参してください。 (2) 試験場に掲示された事項に注意してください。 (3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、受験できません。 (4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写しとったりすることは許されません。このようなことをした者は不利な取扱いを受けます。		
(3) 時 間 割					
試験場集合	午後0時30分				
試験室入室	午後0時50分				
試験開始	午後1時30分				
試験終了	午後5時				

(注) 試験場には、駐車・駐輪できません。問題検討時のラインマーカー、色鉛筆の使用可

平成7年度 司法試験第二次試験（短答式）受験票

受験地	東京都	受験番号	第 1337 号	氏名	久保田英文
(1) 試験の期日：5月14日（日）			(4) 携 帯 品		
(2) 試験の場所			答案作成用 鉛筆（B又はHB）及びプラスチック製消しゴム 成績通知用 ボールペン又は万年筆（インキは黒色又は青色）		
東 京 大 学 法 文 1 ・ 2 号 館 文 京 区 本 郷 7 一 3 地下鉄丸の内線本郷3丁目下車徒歩7分 JRお茶の水駅下車 聖橋から都バス 東大校内行乗車 終点下車 池袋東口行乗車 東大正門前下車			【注意事項】 (1) 本票を必ず持参してください。 (2) 試験場に掲示された事項に注意してください。 (3) 試験開始時刻までに試験室に入室しない場合は、受験できません。 (4) 試験問題集を持ち帰ったり、また、試験問題を写し取ったりすることは許されません。このようなことをした者は不利な取扱いを受けます。		
(3) 時 間 割					
試験場集合	午後0時30分				
試験室入室	午後0時50分				
試験開始	午後1時30分				
試験終了	午後5時				

(注) 試験場には、駐車・駐輪できません。

氏名	久保田 英文
----	--------

受験地	東京
受験番号	1381

平成 4年度司法試験
第二次試験短答式試験
成績通知書

受験科目	成績
憲法	A
民法	A
刑法	A
総合得点	A

※成績区分は裏面参照

総合得点について、不合格者の各ランクに属する者の平均点と合格点との得点差は次のとおりである。

Aランク	2.5	点
Bランク	5.5	点
Cランク	8.5	点
Dランク	12.0	点
Eランク	15.5	点
Fランク	24.5	点

氏名	久保田 英文
----	--------

受験地	東京
受験番号	586

平成 5年度司法試験
第二次試験短答式試験
成績通知書

受験科目	成績
憲法	A
民法	A
刑法	A
総合得点	A

※成績区分は裏面参照

総合得点について、不合格者の各ランクに属する者の平均点と合格点との得点差は次のとおりです。

Aランク	2.5	点
Bランク	6.5	点
Cランク	10.0	点
Dランク	14.0	点
Eランク	18.9	点
Fランク	26.8	点

氏名	久保田 英文
----	--------

受験地	東京
受験番号	270

平成 6年度司法試験
第二次試験短答式試験
成績通知書

受験科目	成績
憲法	A
民法	A
刑法	A
総合得点	A

※成績区分は裏面参照

総合得点について、不合格者の各ランクに属する者の平均点と合格点との得点差は次のとおりです。

Aランク	2.0	点
Bランク	4.9	点
Cランク	8.4	点
Dランク	12.0	点
Eランク	15.9	点
Fランク	24.7	点

氏名	久保田 英文
----	--------

受験地	東京
受験番号	1337

平成 7年度司法試験
第二次試験短答式試験
成績通知書

受験科目	成績
憲法	B
民法	A
刑法	E
総合得点	C

※成績区分は裏面参照

総合得点について、不合格者の各ランクに属する者の平均点と合格点との得点差は次のとおりです。

Aランク	2.0	点
Bランク	5.0	点
Cランク	8.0	点
Dランク	10.5	点
Eランク	13.5	点
Fランク	21.1	点

昭和 63 年度 司法試験第二次試験論文式試験 成績通知書

司法試験管理委員会庶務

受験地	受験番号	氏 名
東京	3126	久保田 英文

受験科目	成績
+2 憲 法	C
+3 民 法	(D)
+3 商 法	(D)
+3 刑 法	(D)
必須選択科目 (刑事訴訟法)	A
甲選択科目 (行政法)	A
乙選択科目 (政治学)	B
総合得点	C

(注) 成績の区分の方法は、第一問及び第二問の得点の合計点の順位(合格者を含む。)により

1,000 位までを A
 1,001 位から 1,500 位までを B
 1,501 位から 2,000 位までを C
 2,001 位から 2,500 位までを D
 2,501 位から 3,000 位までを E
 3,001 位から 3,500 位までを F
 3,501 位以下を G

とした。

なお、同点の者が複数いることによりその得点の区分が2段階にかかる場合は、上位の成績区分によって表示した。

平成 元 年度 司法試験第二次試験論文式試験 成績通知書

司法試験管理委員会庶務

受験地	受験番号	氏 名
東京	1763	久保田 英文

	受験科目	成績
+2	憲 法	A
-2	民 法	F
-2	商 法	F
0	刑 法	D
0	必須選択科目 (刑事訴訟法)	A
0	甲 選 択 科 目 (行政法)	A
+1	乙 選 択 科 目 (政治学)	A
-1	総 合 得 点	C

(注) 成績の区分の方法は、第一問及び第二問の得点の合計点の順位(合格者を含む。)により

1,000 位までを A
 1,001 位から 1,500 位までを B
 1,501 位から 2,000 位までを C
 2,001 位から 2,500 位までを D
 2,501 位から 3,000 位までを E
 3,001 位から 3,500 位までを F
 3,501 位以下を G

とした。

なお、同点の者が複数いることによりその得点の区分が2段階にかかる場合は、上位の成績区分によって表示した。

29

平成 2 年度 司法試験第二次試験論文式試験 成績通知書

司法試験管理委員会庶務

受験地	受験番号	氏 名
東京	1409	久保田 英文

	受験科目	成績
0	憲 法	A
+3	民 法	C
+1	商 法	E
-1	刑 法	E
-5	必須選択科目 (刑事訴訟法)	F
-5	甲 選 択 科 目 (行政法)	F
-2	乙 選 択 科 目 (政治学)	C
	総 合 得 点	E

(注) 成績の区分の方法は、第一問及び第二問の得点の合計点の順位(合格者を含む。)により

1,000 位までを A
 1,001 位から 1,500 位までを B
 1,501 位から 2,000 位までを C
 2,001 位から 2,500 位までを D
 2,501 位から 3,000 位までを E
 3,001 位から 3,500 位までを F
 3,501 位以下を G

とした。

なお、同点の者が複数いることによりその得点の区分が2段階にかかる場合は、上位の成績区分によって表示した。

9

27

平成 4 年度 司法試験第二次試験論文式試験 成績通知書

司法試験管理委員会庶務

受験地	受験番号	氏名
東京	1381	久保田 英文

受験科目	成績
憲法	D
民法	F
商法	B
刑法	A
選択 I (刑事訴訟法)	D
選択 II (行政法)	C
総合得点	B

(注) 成績の区分の方法は、第一問及び第二問の得点の合計点の順位（合格者を含む。）により

1,000 位までを A
 1,001 位から 1,500 位までを B
 1,501 位から 2,000 位までを C
 2,001 位から 2,500 位までを D
 2,501 位から 3,000 位までを E
 3,001 位から 3,500 位までを F
 3,501 位以下を G

とした。

なお、同点の者が複数いることによりその得点の区分が 2 段階にかかる場合は、上位の成績区分によって表示した。

28

平成 5 年度 司法試験第二次試験論文式試験 成績通知書

司法試験管理委員会庶務

受験地	受験番号	氏名
東京	586	久保田 英文

受験科目	成績
憲法	E
民法	G
商法	B
刑法	F
選択 I (刑事訴訟法)	F
選択 II (行政法)	D
総合得点	F

(注) 成績の区分の方法は、第一問及び第二問の得点の合計点の順位（合格者を含む。）により

1,000 位までを A
 1,001 位から 1,500 位までを B
 1,501 位から 2,000 位までを C
 2,001 位から 2,500 位までを D
 2,501 位から 3,000 位までを E
 3,001 位から 3,500 位までを F
 3,501 位以下を G

とした。

なお、同点の者が複数いることによりその得点の区分が 2 段階にかかる場合は、上位の成績区分によって表示した。

2006年9月7日

東京地方検察庁特別捜査部御中

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。正義実現のための努力、ご苦労様です。私は、政治団体救世国民同盟代表、久保田英文です。人類救済手段である超伝導電磁エンジンの発明者でもあります。

私は、著作や発明、政治活動を行う前は、司法試験に十数年間、従事しました。しかし、短答試験に数度合格しただけで、論文試験に合格することはできませんでした。その司法試験の私の論文試験の採点で、不正が行われたと考えています。採点基準にない大減点が行われたと考えています。私の論文試験の答案を発見して、再度採点する調査をお願いするためにこの手紙を書きました。受験票と成績表のコピーも同封しました。

私は人生がかかっているので、司法試験に全力を尽くしました。倦まず弛まず努力を続けました。司法試験を受験していた当時は、返ってくる論文の成績表の成績が、自分が考えていたものよりもずいぶん低くても、自分が至らないからだと思い、今度こそ、頑張っ
て良い成績を取って合格するぞと思うのが常でした。低い成績評価が重なり、疑問が増大しても、受験生である以上、採点に異を唱えることは不利な結果を招くと考えました。それに一受験生の言うことなど聞いてもらえないだろうと考えて、深刻に考えないように努めていました。

私は昭和58年に東京大学法学部を卒業しました。但し、卒業アルバムには、昭和57年に写真が載っています。在学中に、司法試験への挑戦を始めました。卒業後、千葉県に就職しましたが、一年で退職しました。退職した年は、短答式試験を受けていません。そして、昭和60年に初めて短答式試験に合格しました。

その後、昭和では61年と63年の2回、平成に入って、元年、2年、4年と5年の4回、都合6回論文試験を受けました。昭和60年にも短答式試験に合格しましたが、都合により、受験できませんでした。昭和62年の短答式不合格は、直前まで、病院に入院したためです。平成3年の短答式不合格は、試験当日体調が悪かったためです。

昭和63年の分から論文試験の成績表が残っていて、昭和63年が総合C、平成元年が総合C、平成2年が総合Eでした。総合Cを取ってB、Aと上げて行くぞと熱心に勉強しましたが、平成に入って上がりませんでした。ようやく、自分では十分合格できるほどよくできたと満足に思っていた平成4年には総合Bをとりました。しかし、今度こそはと思って受けた平成5年の論文試験には、総合Fをくりました。

この間、他人の論文試験の再現答案は何度も、見ました。辰巳法律研究所の論文試験受験直後に合格者が再現した答案も見ました。それらと比べて、私の答案は遜色がないものが多かったし、より良い部分も少なくなかったと覚えています。自分も、論文試験を受けた直後に再現答案を作成して、その答案に対する予備校の評価と成績表を比べていたら良かったと思うのですが、論文試験に精魂を使い果たしてそのエネルギーは残っていないの

が常でした。また、その後、整理をしたこともあり、当方には当時の自分の答案を再現する資料はまったく残っていません。

平成6年の短答式試験の成績表は、全科目A、総合Aだったにもかかわらず、落ちました。この翌年は、短答式試験を受験しても、指定された座席にじっと座って考えることができないほど、精神状態が悪くなり、多数の問題を残して途中で退席する結果となりました。あてずっぽうにマークシートを埋めることはしたかもしれませんが。

試験に集中できないほど精神状態を悪化させてしまったこと。どれだけ努力しても報われない論文試験成績表が返ってくる事などから、ほとんど法律学に嫌気が差し、司法試験受験を断念しました。

その後は法律が嫌になったので、別の方面に進むことにし、論文や小説を書いたり、発明を考えたりするようになりました。その結果、超伝導電磁エンジンという人類救済手段となる発明や、世界を黄金の時代に導く新経済システムや、諸学知を統合した哲学や、倫理道徳に基礎を与える理論などを得ることができました。1999年には、政治団体救世国民同盟をたちあげました。

そして、自分の能力が確認できた今になってみると、全精力を傾け十数年を費やしても司法試験に合格できなかったのは、なぜなのか？ 不正が行われたのではないかと、という疑問を強く思うようになりました。当時を考えれば考えるほど、採点基準にない大減点が行われたとしか考えられないようになりました。それに、自分の影響力も少しはついたのでないか、取り合ってもらえるのではないかと考えて、この手紙を送りました。不正が行われたとしたら、司法試験を主催する側に不正を行う者が居たわけです。その背後には私を世に出すまいという勢力の力があつたと考えられます。従って、事が重大ですので、正義の守り手である特捜部にこの手紙を送りました。特に平成の答案を調査していただけるようお願いします。

どうか、調査していただけるように宜しくお願い致します。

敬具

救世国民同盟代表